

**内閣官房**  
**新型コロナウイルス等感染症対策推進室／新型インフルエンザ等対策室**  
**非常勤職員募集要項**

**1. 採用内容**

- (1) 採用予定人数 : 1名程度
  - (2) 採用予定日 : 令和4年8月15日(月)以降
- ※ 詳細については、相談の上決定

**2. 業務内容**

日本政府の行う新型コロナウイルス感染症対策、新型インフルエンザ等対策及び国際感染症対策の企画・立案・総合調整に関する業務。具体的には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と事態の収束に向けた施策の推進を図るために内閣官房が行う会議の運営、方針や計画の策定、関係省庁や関係団体との連絡調整、情報収集、普及啓発等に関する業務。その他、国際感染症対策の基本計画に掲げる事項の進捗管理及び支援を行うとともに、新型インフルエンザ等の感染症の発生に備えた対応の検討や対策の推進等に関する業務。

**3. 応募資格**

大卒以上の学歴(又は同等以上の学力)を有すること。また、医薬品の開発・製造等に関する基礎的な知見を有し、かつ、感染症対策について積極的に新たな知識を得る意思を有すること。

なお、以下に該当する者は応募できませんので、予めご了承ください。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
  - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者  
その他その執行を受けることがなくなるまでの者
  - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
  - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する正当その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

**4. 応募方法**

- (1) 提出書類
  - ① 志望動機(A4用紙1~2枚程度、記載形式自由)
  - ② 履歴書1通
    - ・ 書式自由
    - ・ カラー写真(6ヶ月以内に撮影したもの)貼付
    - ・ 職務経歴(期間、勤務先、職種、詳細な業務内容等)を記載

- ・ 日中確実に連絡がつく連絡先（電話番号、メールアドレス等）を必ず明記
- ③ 最終学歴を証明できるものの写し（卒業証書等。写しで可。） 1通
- ※ 応募書類は返却いたしません。（責任廃棄）

(2) 書類提出先及び問い合わせ先

〒 100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

新型コロナウイルス等感染症対策推進室（中央合同庁舎8号館4階）

電話 03-5253-2111（内線：33130） 担当：鈴木、齋藤

(3) 応募締切

令和4年7月20日（水）18時15分必着 【持参可】

## 5. 選考方法

選考委員により、以下の方法で選考を行います。

① 1次選考 書類審査

※ 書類審査結果の通知は、7月21日（木）頃を予定しています。

② 2次選考 面接審査

- ・ 7月25日（月）・26日（火）の間を予定しています（所要20分程度）。
- ・ 書類審査（1次選考）の合格連絡の際、面接（2次選考）の日時を調整させていただきます。
- ・ 場所は中央合同庁舎8号館内会議室を予定しています。

## 6. 勤務条件

① 勤務地：東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館

② 勤務時間等：週5日 1日5時間45分

(10:00~12:00、13:30~17:15)

土・日・祝日及び年末年始（12月29日~1月3日）は休み

③ 任期：令和5年3月31日まで（応相談）

④ 給与等：一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき、学歴、就職後の経験年数等を勘案し、常勤職員との権衡を考慮して支給

※ 賞与・昇給はありません。

※ 健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び介護保険については、適用の対象となる場合があります。

※ 年次有給休暇は、6ヶ月後に次の1年間分として、10日付与（全勤務日の8割以上勤務した場合）

## 7. 留意事項

採用後、当該非常勤職員の現に所属するか、又は、過去2年間に属していた事業者等については、当該非常勤職員が妥当性評価及び助言等行う調達案件には入札できませんので、予めご了承ください。